

# 環境アセスメント（環境影響評価）

## ◆ 環境アセスメント(環境影響評価)とは

環境アセスメント（環境影響評価）とは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、

- 事業者自らが調査・予測・評価を行い、
- その結果を公表して国民、地方公共団体などから意見を聴き、
- それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく。

という制度です。

## ◆ 環境アセスメントの手続き

環境アセスメントの手続きは、環境影響評価法（平成9年法律第81号）という統一的なルールに基づき進められます。

なお、すべての都道府県・政令指定都市にも条例により独自のルールが存在しますので、個別に確認が必要です。

事業者は、環境影響評価法に基づき、以下の報告書を作成します。

- 環境影響評価方法書（方法書）：これから行う環境アセスメントの方法を伝えるもの。

- 内容
- ① 対象となる事業の目的及び内容
  - ② 対象となる事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
  - ③ 対象となる事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

ただし、具体的にどのような手法で調査・予測・評価を行うかという点については、事業者が既に案を決定している場合に記載します。

- 環境影響評価準備書（準備書）：環境アセスメントの結果を伝えるもの。

- 内容
- ① 方法書の内容
  - ② 方法書についての意見の概要と事業者の見解
  - ③ 方法書についての都道府県知事の意見
  - ④ 環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法
  - ⑤ 環境影響評価の結果（環境の保全のための措置及び検討の経緯など）

また、一般の方々などに内容の周知を図るための説明会を開催します。

- 環境影響評価書（評価書）：準備書への意見を踏まえ、必要に応じその内容を修正したもの。

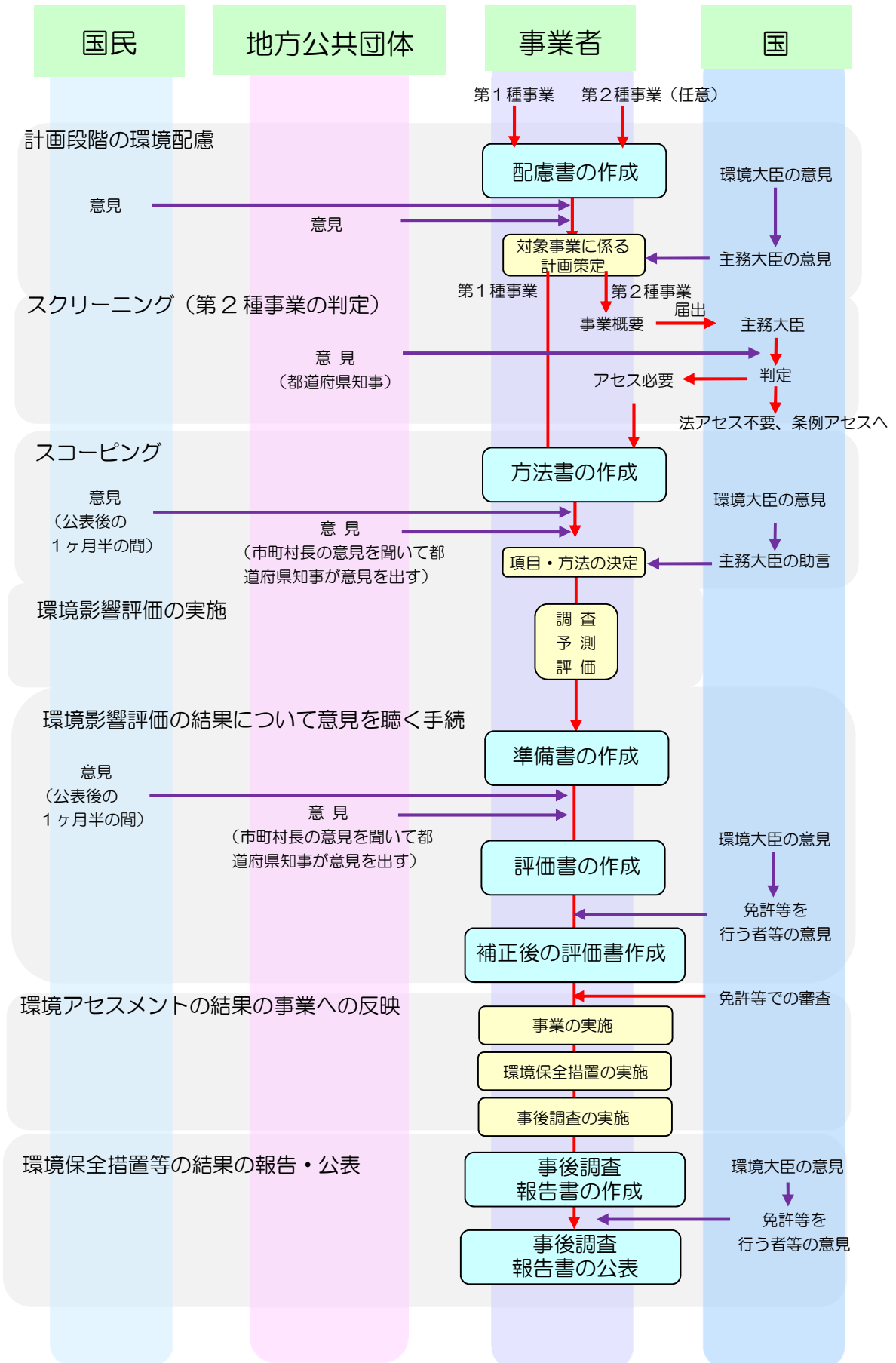
環境影響評価の項目（地方公共団体の条例に基づき検討する項目は、個別に確認が必要です。）

- |                              |                              |
|------------------------------|------------------------------|
| ● 大気環境（大気質、騒音、振動、悪臭、他）       | ● 自然環境（植物、動物、生態系）            |
| ● 水環境（水質、底質、地下水、他）           | ● 人と自然との豊かな触れ合い（景観、触れ合い活動の場） |
| ● 土壌環境・その他の環境（地形、地質、地盤、土壌、他） | ● 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス等）       |

### 環境の保全のための措置

予測の不確実性が大きい場合や、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等には、環境への影響の重大性に応じて、事後調査（工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査）の実施を検討します。なお、その結果については、今後の対応の方針も含め、公表することとされています。

環境アセスメント（環境影響評価）



環境アセスメントの手続きの流れ